

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

令和8年10月30日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第123号

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）で使用する用語の例による。

(学級の編制の基準)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 1学級の園児数は、30人以下とすること。
- (2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制すること。

(園舎及び園庭)

第4条 条例第9条第3項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「乳児室等」という。）を建築物の2階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

ウ 乳児室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(2) 乳児室等を建築物の3階以上の階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。この場合において、当該乳児室等は、原則として、満3歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又

		はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階 以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 乳児室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

2 条例第9条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 園舎の延べ面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とすること。

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320に、学級数から2を減じた数に100を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）

イ 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児の数を乗じて得た面積

ウ 1.98平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない園児の数を乗じて得た面積

(2) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とすること。

ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）
3学級以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）

(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

イ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない園児の数を乗じて得た面積

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置していた者が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の施設及び設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、第4条第1項第1号アからウまで及び第2項第2号の規定は適用しない。この場合において、同条第1項第1号中「次に掲げる要件に該当する」とあるのは「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であり、かつ、園児の退避上必要な施設又は設備が設けられている」とし、当該幼保連携型認定こども園に係る園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上としなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級 以下	330に、学級数から1を減じた数に30を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）
3学級 以上	400に、学級数から3を減じた数に80を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）

(2) 3. 3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない園児の数を乗じて得た面積

- 3 平成27年3月31日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置していた者が、施行日以後に当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の施設及び設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、第4条第1項第1号アからウまで、第2項第1号アからウまで並びに第2号ア（ア）及び（イ）の規定は適

用しない。この場合において、同条第1項第1号中「次に掲げる要件」とあるのは「杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和8年杉並区規則第121号）第10条第1号アからウまでの規定」とし、同条第2項第1号中「次に掲げる面積」とあるのは「3.3平方メートルに満2歳に満たない園児の数を乗じて得た面積及び1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積」とし、同項第2号ア中「次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積」とあるのは「3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積」とする。

- 4 平成27年3月31日において現に幼稚園又は保育所を設置していた者が、施行日以後に当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の施設及び設備を用いて設置する場合における幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第4条第2項第2号アの面積以上の面積を有する園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす当該幼保連携型認定こども園の園庭に代わるべき場所の面積を同号の園庭の面積に含むことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に、かつ、日常的に利用できる場所であること。
- (3) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。